

緊急事態等発生時における連絡・公表区分の考え方について（改訂版）

1. 連絡区分と連絡手段について

緊急事態や緊急事態に至らないトラブル事象が発生したときの監督官庁等（消防・警察・道・市等）への連絡手段及びタイミングについては、事象の重大性に応じて4種類に区分する。

区分（緊急通報）：北海道事業所緊急時対応マニュアルに定める緊急事象・異常現象・休業以上の人災が発生した場合は、夜間・休日を問わず、直ちに電話にて関係機関に通報する。また、速やかにFAX及び電子メールで事象概要を連絡する。

区分（速やか連絡）：北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「環境保全協定」と言う。）で定める排出管理目標値を超過又は超過するおそれが生じた場合は、環境保全協定の担当部署（北海道循環型社会推進課及び室蘭市リサイクル清掃課）に対して夜間・休日を問わず速やかに電話連絡する。また、その後速やかにFAX及び電子メールで事象概要を関係機関に連絡する。

区分（随時連絡）：環境への特段の影響はないが、第三者に不安感を与える事象（例：修復に設備停止が必要なPCB含油の建屋内での小規模な漏洩。施設外へのPCB等の排出を伴わない排気漏洩防止設備の起動。）が発生した場合は、平日・休日を問わず昼間（8:30～17:00）に発生した事象については、当日中に電話・FAX・電子メールにて事象概要を関係機関に連絡する。夜間（17:00～8:30）に発生した場合は、午前中に電話・FAX・電子メールにて事象概要を関係機関に連絡する。

区分（定期報告）：環境への特段の影響がない事象（例：設備の停止を伴わずに修復できたPCB含油の建屋内での小規模な漏洩。）が発生した場合は、前月に発生した事象を件名毎に資料にまとめて、毎月10日までに環境保全協定の担当部署に報告する。

2. 公表区分と公表手段について

監督官庁等に連絡（通報・報告を含む）した事象については、全て公表するものとする。公表の手段とタイミングについては、連絡区分に準じて区分する。

区分：速やかにプレス発表するとともに、JESCOのホームページに掲載する。また、PCB処理情報センターにて関連資料を供覧する。

区分：原則としてプレス発表するが、プレス発表に関わらずJESCOのホームページに掲載する。また、PCB処理情報センターにて関連資料を供覧する。

区分：必要に応じてプレス発表するとともに、JESCOのホームページに掲載する。また、PCB処理情報センターにて関連資料を供覧する。（変更理由：即時性について見直し）

区分：定期報告後、PCB処理情報センターにて資料を供覧する。

3. 今後の運用

(1) 運用にあたっては、各区分の考え方と事象例をできるだけ示し、判断基準を確立する。

(2) 連絡時点で区分が不確定な場合は、上位の区分に準じて連絡及び公表を実施する。その後、区分が確定できたときは、その区分に応じて連絡及び公表を行うものとする。